

知財戦略エキスパート・デスクの利用案内

令和8年10月1日改訂

相談者の皆様は、独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「INPIT」という。）の知財戦略エキスパート・デスク（以下「本デスク」という。）をご利用になる前に、下記事項を必ずお読みください。

[共通事項]

1. 本デスクでは、知的財産の視点から相談者の相談に無料で応じます。
2. 本デスクにおける相談に際して、相談者から支援対応者へ提示する情報の正確性・適法性は、全て相談者自身が責任を負うものとします。また、相談に対して、支援対応者が提示した情報、助言に対する判断は、相談者ご自身が責任を負って行うものとし、判断の結果、相談者に生じた損害や不利益は、本デスク及び支援対応者のいずれも法的責任を負うものではないことを予めご了承ください。なお、支援が Web 会議等のサービスを利用して行われることがあり、その場合の通信の安全性に関しても、同様に法的責任を負うものではないことを予めご了承ください。
3. 本デスクでは、誠意をもって相談に対応しますが、内容によっては、相談に応じかねる場合もありますので、予めご了承ください。
例えば、出願書類作成等の弁理士業務、契約書等の代理作成、訴訟の代理人等の弁護士業務は、法律（弁理士法、弁護士法等）で禁止されているため、相談に応じかねます。特許性の判断等につきましても、本デスクでは判断できず、一般的な見解を示すに留まります。
加えて、ライセンス契約等の契約交渉の代理・同席、ライセンス先や取引先の紹介、営業秘密に関する秘密保持契約書・社内規則の作成・修正業務、先行技術等の調査業務（J-PlatPat の紹介を除く。）、個別の弁護士・弁理士の紹介等の相談も応じかねます。
業務の代行等をご希望の場合は、弁理士や弁護士等の専門家と個別に代理契約等していただくようお願いします。
4. 相談時にご提供いただいた企業・個人情報及び相談内容に関する情報等（以下「企業情報等」という。）は、以下の目的のみに利用します。
 - ・ INPIT の支援内容の向上
 - ・ INPIT の支援手法に関する統計及び分析
 - ・ フォローアップ調査等、各種アンケート調査の依頼

- ・知的財産に関する支援施策・各種セミナー等の参考情報の提供
- ・企業等の知財活用支援に関する政府機関（主に特許庁、経済産業省）における検討

5. 上記4の目的を達成するため、INPIT 以外に、政府機関及び機密保持契約を締結した関係機関に企業情報等を提供する可能性があります。なお、統計情報等として公表する際には、相談者及び相談内容を特定できない形に当該情報は整理・加工されます。

6. 本デスクでは、反社会的勢力への支援はしません。相談者が反社会的勢力に接点があると判明した場合、即時支援を停止します。

〔営業秘密支援に関する事項〕

7. 営業秘密の漏えい・流出被害に関する相談の場合、INPIT は、相談者の要望に基づき、警察庁に情報を提供し、都道府県警の連絡先を紹介できます。ただし、相談者は、「警察相談先の紹介に関する同意書」に同意する必要があります。

8. 情報セキュリティに関する相談の場合、INPIT は、相談者の要望に基づき、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）と連携できます。ただし、相談者は、「情報処理推進機構（IPA）との連携に関する利用規約」に同意する必要があります。

以上